

令和 7 年第 4 回基山町議会（定例会） 会議録 （第 1 日）								
招集年月日	令和 7 年12月 2 日							
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及び 宣 告	開会	令和 7 年12月 2 日 9 時 3 0 分			議 長	末 次 明		
	散会	令和 7 年12月 2 日 1 1 時 4 4 分			議 長	末 次 明		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1 番	工 藤 絵美子		出	8 番	大久保 由美子		出
	2 番	水 田 志 保		出	9 番	栗 野 久 明		出
	3 番	中牟田 文 明		出	10番	重 松 一 徳		出
	4 番	佐々木 教 雄		出	11番	大 山 勝 代		出
	5 番	中 村 絵 理		出	12番	松 石 信 男		出
	6 番	天 本 勉		出	13番	末 次 明		出
	7 番	松 石 健 児		出				
会議録署名議員		12番	松 石 信 男		1 番	工 藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こ ど も 課 長		山 本 賢 子		
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長		大 石 顕		
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長		佐 藤 定 行		
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長		井 上 克 哉		
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長		山 田 恵		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長		今 泉 雅 己		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者		寺 崎 博 文		
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教育学習課長		井 上 信 治		
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長		舟 木 徳 茂		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長		城 本 直 子		
	プラチナ社会政策課長	松 田 美 紀		建 設 課 参 事		酒 井 孝 行		
議 事 日 程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会 議 の 経 過		別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	各常任委員会の所管事務調査報告
日程第 5	一般行政報告
日程第 6	教育行政報告
	提案理由説明
日程第 7 議案第49号	基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について
日程第 8 議案第50号	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について
日程第 9 議案第51号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第52号	町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
日程第11 議案第53号	基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第54号	基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13 議案第55号	基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について
日程第14 議案第56号	基山町都市公園条例の一部改正について
日程第15 同意第 4 号	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて
日程第16 議案第57号	タブレット端末の取得について
日程第17 議案第58号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第18 議案第59号	基山町多世代交流センター憩の家指定管理者の指定について
日程第19 議案第60号	基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について
日程第20 議案第61号	令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第21 議案第62号	令和 7 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第22 議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから令和 7 年第 4 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（末次 明君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石信男議員と工藤絵美子議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（末次 明君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から12日までの11日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（末次 明君）

日程第 3．諸般の報告を行います。

諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和 7 年 6 月から10月30日まで第 6 次基山町総合計画特別委員会を開催し、閉会中審査を行いました。

次に、令和 7 年10月 4 日に令和 7 年第 1 回基山町中学生議会を開催し、基山中学校 3 年生

18名が議員役と執行部役に分かれ、3つの議案について議論をしました。

次に、令和7年10月8日から10日に佐賀県町村議会議長会行政視察研修が北海道夕張郡栗山町で「住民に開かれた議会への取組について」、北海道河西郡芽室町で「議会活性化のための取組について」が実施され、議長が視察研修に出席しました。

次に、令和7年10月27日から29日に宮崎県高千穂町、宮崎県川南町で「農地・農業用施設災害復旧事業に対する町の補助について」、宮崎県日向市で「日向市農林水産業振興計画（農業の振興について）」を、厚生産業常任委員会委員が視察研修を行いました。

次に、令和7年11月5日に佐賀県町村議会議長会主催の議会広報研修会が開催され、広報広聴常任委員会委員が出席しました。

次に、令和7年11月12日に第69回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年11月17日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会代表者会議が開催され、松石信男議員が出席しました。

次に、令和7年11月17日から19日に岐阜県岐阜市で「特色ある教育行政について」、岐阜県土岐市で「廃棄物等の環境衛生について」、岐阜県可児市で「特色ある教育行政（歴史）について」、総務文教常任委員会委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和7年11月21日に三養基郡町村議会議長会協議会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年11月28日に三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（末次 明君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会所管事務調査報告を求めます。松石健児総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1 調査事項及び調査期日

(1) ふるさと納税（ふるさと応援寄附金）及び企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について概要説明を受けました。

2 調査結果

ふるさと納税制度は平成20年から始まり、本町は平成27年から本格的に運用を開始した。これまでの寄附額は平成27年の6,215万円から始まり、令和2年度の約11億9,667万円が最高で、令和6年度は約10億4,597万円である。同寄附金の使途としては、必要経費を除いた中から令和5年度は約5億4,000万円、令和6年度は約5億6,000万円が予算計上されている。

令和6年度は寄附に係る経費の増加に伴い、総務省が定める経費率50%の上限を超えるリスクが顕在化しており、本年度6月には寄附設定額の見直し等を行っている。

また、寄附設定額を15億円まで引き上げれば経費率を下げられるという試算もあるが、飲料メーカーの返礼品目の削減を余儀なくされ、令和7年度は設定額が大幅に減少するため、寄附額の引上げは難しい状況であるとの説明を受けました。

企業版ふるさと納税制度は平成28年度から始まり、令和6年度末で期限を迎える予定でありましたが、税制改正により令和9年度末まで延長されている。本町では平成29年度から運用を開始し、寄附項目として、現在9つの寄附メニューを設定している。現時点で、令和7年度の納税企業は8社で、寄附額は390万円の見込みとなっている。過去9年間で合計4,635万円の寄附実績があるとの説明を受けました。

今や、ふるさと納税は地方自治体の貴重な財源となっており、寄附額の減少は町の財政運営にも大きく影響します。

当委員会としては、経費率に配慮しつつ、既存の返礼品事業者や新規事業者への新たな返礼品の提供依頼と、町をPRできるような魅力ある返礼品の開発を行い、寄附額拡大に努めるとともに、委託方法も含め、より効率的な運営方法についても検討すること。

また、ふるさと納税ポータルサイトに掲載している「ふるさと納税の使い道」についても内容に工夫を凝らすよう提案しました。

企業版ふるさと納税については、本社所在地には寄附ができないなどの条件はあるが、寄附額の最大9割の法人関係税が軽減されるなど、寄附企業にとってメリットが大きい。今後町長によるトップセールスを含め、寄附企業の拡充を行うよう提案しました。

以上で報告を終わります。

○議長（末次 明君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本勉厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の所管事務調査を報告させていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1 調査事項並びに調査期日

（1）下水道事業について 令和7年11月14日金曜日

（概要説明及び現地視察）

2 調査結果

基山町では、町民の下水道サービスを将来にわたり安定的に提供するため、「基山町下水道事業経営戦略プラン（令和6年～15年度）」を策定している。下水道の全体計画区域は491.3ヘクタールで、そのうち下水道整備済区域は281.0ヘクタールとなっている。

現在、町の汚水は、町内4つの終末処理場（けやき台、基山ニュータウン、きやま台、本桜）と、小郡市の宝満川浄化センター及び鳥栖市の鳥栖市浄化センターで処理をしている。

平成30年度に福岡県において流域下水道の効率的な施設の利用に関して検討が行われ、本町の汚水全量を宝満川浄化センターで処理することが可能であるとの判断が示されたことにより、町でも効率的に事業を実施できると判断し、宝満川流域下水道へ接続先の変更を行い、令和8年度の供用開始に向け、町の汚水全量を宝満川浄化センターへ圧送するための污水ポンプ場及び接続管渠の整備を行っている。

そして、污水ポンプ場が完成し、宝満川浄化センターへの汚水の圧送が可能になれば、特に採算が合わない本桜処理場ときやま台処理場を廃止することで維持管理費の削減につながり、経営の効率化が見込まれる。

また、町内企業に対し、下水道管への接続をお願いして接続促進に取り組んでいるとの説明を受けました。

当委員会は、町内4つの終末処理場のうち、きやま台、本桜、けやき台処理場の現地視察を行い、施設の整備や処理の状況を確認しました。

当委員会としては、監査委員からの指摘にもあるように、今後、施設の老朽化や物価高騰による維持管理費の増加が見込まれるため、町内企業の接続を積極的に行い、収入の確保に努めていくよう提案しました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（末次 明君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和7年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」外7件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、財産取得案件が「タブレット端末の取得について」、損害賠償案件が「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、指定管理者案件が「基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について」外1件、予算案件が「令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）」外2件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、消防防災関係についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を9月28日に基山町営球場で行いました。訓練は、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署の指導の下、各個訓練、ホース延長訓練、水出し訓練を実施し、消防団活動の基礎を再認識することができました。また、基山町消防団女性部は応急救護訓練を行いました。

また、秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月9日に秋季防火訓練を実施しました。今回は、第5部管内の中園地区で、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防御訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による、災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。当日は、地域の皆様の多くの参加と鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部の協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、広域行政についてでございます。

久留米市、鳥栖市、小郡市、基山町の3市1町で構成する筑後川流域クロスロード協議会

主催のサガン鳥栖パブリックビューイングを11月9日に基山町民会館大ホールで開催しました。

次に、国勢調査についてでございます。

国の最も重要な統計調査として5年ごとに実施される国勢調査を、令和7年10月1日を調査期日として実施しました。本町では72人の方を調査員として委嘱し、9月1日から10月31日までの2か月間、調査事務に従事していただきました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトの一環として実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、11月末現在、申請件数が36件となっております。

移住体験住宅につきましては、11月末現在の利用件数は宮浦体験住宅16件、小倉体験住宅10件となっております。

園部団地建て替えに伴う入居者の支援につきましては、円滑な移転を進めるために実施している「移転補助金」は、11月末現在の申請件数2件、「移転先家賃補助金」は3件となっております。

次に、公共交通についてでございます。

9月16日から11月29日までの月曜から土曜の午前8時から午後5時30分まで、予約制乗合型タクシーの試験運行を行いました。期間中の延べ乗車件数は1,944件、延べ利用者数は2,234人、1日平均31.9件、36.6人でした。

次に、農林業関係についてでございます。

9月19日に一般財団法人セブンイレブン記念財団及び特定非営利活動法人かいろう基山と「佐賀セブンの森」整備・保全の協定を締結しました。協定に基づき9月27日に開催された「佐賀セブンの森」活動では、72人が参加し、園部地区の森林において孟宗竹の伐採など森林整備活動が行われました。

また、林業技術の向上と担い手の育成のため、11月15日に林業研修会を開催しました。研修会には34人の参加があり、林業に関する補助制度の周知や、チェーンソーの基本的な使用方法等の講習を行いました。

次に、基山町無料職業紹介所についてでございます。

働きたい人と地元事業者のマッチングを促進し、町内での雇用確保と若者の定住を図るため、職業紹介やあっせん事業を実施しております基山町無料職業紹介所につきまして、本年

10月末までの求人受付件数は246件、雇用契約件数は22件となっております。今後も、きめ細かな求人情報の収集や提供に努め、雇用機会の創出と向上を後押ししてまいります。

次に、基山（きざん）の魅力発見の体験についてでございます。

11月8日に開催された「古代体験」では、古代の衣装をまとった130人の参加者が大礎石群などを訪れ、当時の食事を食べ、古代の遊びや暮らしを体験しました。また、「宿泊体験」には、8組21人の参加者が基山（きざん）公園広場で宿泊し、夕暮れや夜明けに基山（きざん）をハイキングし、夜にしか見ることのできない基山（きざん）の姿を肌で感じるナイトハイクも行われ、参加者は新しい基山（きざん）の魅力を堪能しました。

次に、「きやまうまかもんKappo」のオープニングイベントが11月16日に開催されました。この日は、参加7店舗で基山町とつながりのある対馬のアナゴを御堪能いただき、約250人の参加がありました。また、「きやまうまかもんKappo」は14店舗が参加し、12月31日まで行われ、お薦めの料理などを食べることができ、年末にかけての消費喚起につながると考えております。

次に、「JR九州ウォーキング」、「きやま門前市」についてでございます。

秋の紅葉シーズンに合わせて、11月24日に「JR九州ウォーキング」と「きやま門前市」が開催されました。「秋のJR九州ウォーキング」には820人が参加し、JR基山駅から大興善寺を周遊する10キロコースと、国の特別史跡「基肄城跡」を巡る8キロコースが設定されました。コース内では町内の事業者やボランティア団体の皆様に御協力をいただき、おもてなしが行われました。また、基山町産業振興協議会主催の「第16回きやま門前市」では、大興善寺の大駐車場に52店舗が出店し、会場では音楽演奏やダンス、米すくいなどのイベントも行われ、約4,400人の来場者でにぎわいました。

次に、「きやま人づくり大学」についてでございます。

町民、町民活動団体、事業者及び町が学びを通じて地域の魅力と課題を共有し、その情報の発信や解決策を実践する人材の育成を図ることを目的に「きやま人づくり大学」を開校しております。今年度は「Kiyamaプライド」をテーマに2回開催しました。第1回を10月13日に、豊福保夫氏を講師に招き、「ウクライナの平和を願って～町民として出来る事～」を演題に開催しました。また、地球市民の会、ウクライナからの避難民の方からウクライナの現状と支援の方法について概要説明がありました。第2回は、11月22日に福永真理子氏を講師に迎え、「基山町での私のあゆみ」を演題に開催しました。

次に、生涯学習についてでございます。

9月14日に、町主催事業として「アルモニア管弦楽団オータムコンサート」を開催しました。今回も基山中学校吹奏楽部との合同演奏を行い、584の方に御来場いただきました。

10月4日に、宝くじ文化公演「水曜日のカンパネラ プレミアムライブ2025」を開催し、754の方に御来場いただきました。

10月12日、6年ぶりに町民スポーツ大会を開催しました。当日はリレーや綱引き、玉入れなどに各区から多くの方に参加いただきました。久しぶりの町民スポーツ大会で、参加者の皆様は体を動かしながらスポーツを楽しむとともに、テントの中では応援者の方との交流を楽しみました。

10月18日から19日に佐賀市、小城市、多久市周辺の会場で「第77回県民スポーツ大会」が開催され、約6,300人の選手により熱戦が繰り広げられました。基山町は、総合順位で町の部で4位となりました。種目別では、軟式野球A、ソフトボールA、グラウンドゴルフが優勝、軟式野球B、卓球男子が準優勝、バレーボール男子、バレーボール女子、ソフトボールB、卓球女子が第3位という成績でした。

11月1日から3日まで、町民会館において「第45回基山町文化祭」を開催しました。

11月9日、16日、23日には、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催の「第35回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」が開催され、基山町ではラージボール卓球競技を開催しました。

次に、難聴者補聴器購入費助成事業についてでございます。

本年度4月から、聴力低下により日常生活に支障のある40歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器の購入の一部を助成しております。11月末現在で、申請に関わる相談が87件、そのうち申請件数は53件となっております。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のための特定健診及び各種がん検診を10月と11月に5日間、婦人がん検診を9月と10月に9日間実施し、本年度につきましては終了しました。

現在は、健診結果説明会や個別訪問等による特定保健指導を行っております。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、10月4日に総合体育館で運動会を開催しました。また、11月29日には町民会館でお遊戯会を開催しました。それぞれのイベントでは、園児一人一人の活動する姿等

を通して、保護者の皆様と共に子どもたちの成長を喜び合うことができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

10月3日、4日の1泊2日の日程で、青少年育成町民会議主催によるふれあい合宿が実施されました。今年は小中学生22人が参加し、「防災」をテーマに、基山町保健センターに防災テントを設営し、避難所での宿泊を体験するなど、災害や防災について学びました。

11月8日に第45回基山町青少年健全育成町民大会を開催し、少年の主張発表で、町内の小中学生6人が約200人の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、アトラクションとして、基山中学校吹奏楽部による演奏を披露していただき、大会は盛会に終わりました。

次に、生活環境関係についてでございます。

今年で13回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月16日に開催し、町民の皆様の協力によりまして、区ごとに道路や公園の散乱ごみの清掃等を行い、町内の環境美化の推進に御協力いただきました。

また、同日には、基山（きざん）の歴史と豊かな自然環境を守るため、九州電力送配電株式会社と基山町、きざんオキナグサ保存会、きざんの守り人、基肄山歩会、基山の歴史と文化を語り継ぐ会、基肄かたろう会、かいろう基山等の地域協力団体と町内の協力企業、町民の皆さんと協力して、「こらぼらQでん×クリーンアップキザン」を開催し、基山（きざん）ときのくに古道の清掃活動を実施しました。当日は、6事業所・11団体から145人の参加がありました。

飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情が増えていることから、犬のしつけについて考えてもらう「犬のしつけとマナー教室」を11月1日に開催しました。

当日は晴天に恵まれ、12人の飼い主と8頭の犬が参加し、講話と実技を通して犬への接し方、散歩の仕方等、犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工7補第6号牛会・八ツ並線道路改良工事（3工区）につきましては、令和7年10月10日から令和8年3月17日までの工期で、前田土木有限会社が4,078万8,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

道工7単第1号正応寺村中1号線町道維持補修工事につきましては、令和7年10月20日か

ら令和8年2月27日までの工期で、鳥飼建設株式会社（18ページで訂正）が1,533万4,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

住工7補第1号町営割田団地屋根防水工事（RC-3）につきましては、令和7年10月29日から令和8年2月20日までの工期で、山口産業株式会社が1,179万2,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

道工7補第7号三国・丸林線道路改良工事（高速ボックス照明設備）につきましては、令和7年10月29日から令和8年2月27日までの工期で、古賀電気工事株式会社が683万1,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

次に、図書館についてでございます。

図書館事業につきましては、10月26日に図書館の開館時間を19時まで延長し、「竹あかりナイトin図書館」をボランティア団体「手をつなごう図書館の会」と共催で開催しました。町民の皆さんには、図書館周辺に灯した竹あかり、ダンスパフォーマンスやマンドリンの演奏会、基山町PR動画「佐賀の先っぽ基山」の上映等、夜の図書館を楽しんでいただきました。

郷土資料コーナーでは、10月29日から11月9日まで「モトムラタツヒコの読書の絵日記」パネル展を行い、多くの方に御覧いただき、11月1日には「きの読書会」と共催でモトムラさんのギャラリートークも行いました。

このほか、「クリーニングデイ本の交換会」や「ブックリサイクル」、「雑誌付録の抽選会」や毎月開催しております「大人のための映写会」等を行い、多くの方に御来館いただきました。

次に、寄附の報告についてでございます。

明治安田生命保険相互会様より、9月25日に「子育て支援」への寄附として65万8,100円、松田朴伝様より10月28日に絵画作品22点、書道作品3点の寄附がありましたので、受領いたしました。

また、株式会社クラフティア様より、11月17日に災害時簡易トイレキット10セットの寄附がありましたので、受領しました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

11月末現在7,926件、2億1,366万5,000円の寄附申込みをいただいております。昨年度同時期に比較しますと、件数で79.12%の減、金額では65.31%の減となっておりますところでございます。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（末次 明君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

小学校関係の行事では、運動会を2校とも10月18日に実施しました。多くの保護者の皆様に御来校いただき、子どもたちに声援を送っていただきました。

6年生の長崎への修学旅行につきましては、基山小学校は11月20、21日、若基小学校は11月14、15日の1泊2日でそれぞれ実施をしました。

中学校関係の行事では、3年生の修学旅行を大阪、京都、奈良方面に9月16日から18日まで2泊3日の日程で実施しました。

2年生の職場体験につきましては、8月26日から28日までの日程で3日間、町内及び鳥栖市内の50事業所の協力を得て、実施しました。

また、10月25日には文化発表会を体育館で行い、保護者の方に合唱や学習発表などを御覧いただきました。

部活動関係では、鳥栖・基山地区中学校駅伝代表選考会が基里中周辺で10月3日に行われ、男子は3位、女子は2位となり、女子は11月7日に白石町で行われた佐賀県中学校駅伝競走大会に出場しました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

町指定無形民俗文化財の御神幸祭及び園部くんちにつきましては、神事並びに伝統芸能が奉納され、多くの方々に観覧していただきました。

また、これらのお祭りに合わせて企画展『きやまの民俗芸能Ⅵ～基山を彩る歴史的風致～』を9月9日から11月16日まで町立図書館郷土資料コーナーで開催いたしました。

12月14日に公演予定の第9回きやま創作劇『夢を継ぐ者』と連携し、創作劇を深く知ることができる第17回『きやま』展を町立図書館で11月25日から開催しており、来年2月1日まで行います。

10月と11月に特別史跡基肄城跡活用推進事業の一つとして『基肄城魅力発見バスツアー』を開催しました。

まず、10月15日は、町内外の小学生を対象に外から見る基肄城を開催し、親子15人と一緒に太宰府の北の守りである大野城から基肄城を見る取組を、公益財団法人古都太宰府保存協会、太宰府市立国分小学校並びに大野城跡がある宇美町教育委員会と連携して実施しました。

そして、11月15日には、基肄城が持つ2つの顔のうち、「見せつける城」を知っていただく取組として、久留米市、大刀洗町、小郡市にある史跡から基肄城を見る取組を各教育委員会と連携して実施しました。この取組には、定員40人に対し、県内外から多くの方々に応募していただき、高良山神籠石、下高橋官衛遺跡、上岩田遺跡の3つの国指定史跡から基肄城跡を眺め、基肄城跡が持つ歴史的、地理的な位置について学んでいただくなどして参加者からも好評でした。

このほか、キザンツキイチ登山会やKIZANの会と官民協働で基肄城跡の散策環境改善活動も実施しております。

次に、工事についてでございます。

基山中学校プール解体工事につきましては、令和7年11月12日から令和8年3月20日までの工期で、有限会社林重機が3,388万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

次に、特別史跡基肄城跡保存整備工事についてでございます。

特別史跡基肄城跡保存整備工事（山頂地区）につきましては、令和7年7月29日から令和8年3月19日までの工期で、株式会社宮原土木建設が3,971万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、50%でございます。

次に、特別史跡基肄城跡保存整備工事（遊歩道1地区）につきましては、令和7年9月24日から令和8年3月19日までの工期で、有限会社林重機が1,427万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

最後に、寄附の報告についてでございます。

11月4日に基山町ソフトボール協会様より2万4,000円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

先ほど一般行政報告の中に誤りがございましたので、この場で訂正させていただきたいと思います。

5ページの工事の進捗状況の2つ目の工事、道工7単第1号正応寺村中1号線町道維持補修工事につきましては、令和7年10月20日から令和8年2月27日までの工期で、ここまではいいんですが、企業名が「鳥飼建設株式会社」と申しましたが、正しくは「有限会社飛松建設」ということでございますので、鳥飼建設を有限会社飛松建設に、また、こちらのネットのほうは訂正させていただきますけれども、そういうことで、金額等は同じ1,533万4,000円のままでございますので、それが誤りでございましたので、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

5ページのほうの訂正、よろしくお願いいたします。

日程第7～22 議案第49号～議案第56号、同意第4号、議案第57号～議案第63号

○議長（末次 明君）

日程第7．議案第49号から日程第14．議案第56号、日程第15．同意第4号、日程第16．議案第57号から日程第22．議案第63号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和7年第4回定例議会に付議します議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は、条例案件8件、人事案件1件、財産取得案件1件、損害賠償案件1件、指定管理者案件2件、予算案件3件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第49号「基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、令和8年度から新たに実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、「基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第50号「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第51号「証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、議案第52号「町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について」及び議案第53号「基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について」でございます。

「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正に伴い、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、「基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」、「証人等の実費弁償に関する条例」、「町長、副町長及び教育長の諸給与条例」及び「基山町職員の旅費に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第54号「基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、「児童福祉法」が改正されたことに伴い、引用条文の整理が必要なため、「基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第55号「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」の公布により、「児童福祉法」及び「家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、引用条文の整理及び「母子保健法」に規定する乳幼児健康診査の結果の活用を可能とする改正を行うため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第56号「基山町都市公園条例の一部改正について」でございます。

基山町ガイダンスセンターを中央公園の敷地内に建築することに伴い、都市公園法第4条の規定に基づき中央公園における建蔽率の特例基準を定め、また、都市公園施設の名称と所在地を位置づけるために基山町都市公園条例を改正する必要があるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第4号「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き「鳥飼秀巳」氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第57号「タブレット端末の取得について」でございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、令和7年11月7日指名競争入札（22ページで訂正）に付したタブレット端末を取得するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第58号「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。

令和5年3月5日に発生した事故について、「地方自治法」第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第59号「基山町多世代交流センター憩の家」の指定管理者の指定について」及び議案第60号「基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について」でございます。

基山町多世代交流センター憩の家及び基山町ジビエ解体処理施設について、令和8年3月31日をもって当該施設の指定管理期間が満了することに伴い、引き続き当該施設を効果的に

管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第61号から議案第63号までは、「令和7年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第61号「令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、今回、補正予算として4億5,058万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも100億9,965万5,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費についてでございます。

サービス利用の増加に伴い、増加をお願いするものでございます。

補正額は、2億2,179万9,000円でございます。

次に、児童手当についてでございます。

対象となる子どもの増加に伴い、増額をお願いしております。

補正額は、1,454万5,000円でございます。

次に、施設型給付費、地域型保育施設給付費及び広域入所保育施設給付費についてでございます。

公定価格単価の改定、対象となる子どもの増加などに伴い、増額をお願いしております。

補正額は、1億7,481万2,000円でございます。

次に、さが園芸888整備支援事業費補助金についてでございます。

園芸農業の所得の向上に向けて、収穫量や品質の向上、農業経営規模の拡大などを図る認定農業者の支援を行うため、補助金の追加をお願いしております。

補正額は、81万4,000円でございます。

以上、概要について述べましたが、他の内容については担当課長より説明させていただきます。

議案第62号「令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、今回、補正予算として30万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億9,814万4,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、職員人件費の増額等によるものでございます。

議案第63号「令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、今

回、補正予算として289万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は29億9,849万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、汚水処理場における動力費及び汚水量の増加に伴う流域下水道維持管理負担金の増額によるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

～午前10時26分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の議会を再開します。

ここで、先ほど松田町長の提案理由の説明で訂正の申出がありましたので、お願いいたします。

議案書の32ページをお開きください。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

議案第57号の説明のところで、議案自体は間違っていないんですけど、私の読み上げ原稿がちよっと違ってまして、「指名競争入札」というふうに申し上げたんですが、その議案を見ていただいて分かるように「条件付一般競争入札」で行っておりますので、訂正させていただきます、おわび申し上げます。

○議長（末次 明君）

それでは、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第49号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和8年度から新たに実施する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるため、内閣府令で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、条例を制定するものでございます。

初めに、議案資料で制度の概要などについて御説明させていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

1、制定の趣旨でございます。

改正後の児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないと規定されており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従うものとされているため、今回、新たに条例を制定するものでございます。

2、乳児等通園支援事業の概要についてでございます。

この制度は、児童福祉法には乳児等通園支援事業として規定され、また、子ども・子育て支援法ではこども誰でも通園制度として令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付化されます。制度内容といたしましては、保育所等に入園していない子どもに適切な遊びや生活の場を提供し、保護者に子育てについての情報の提供や助言などを行うものです。

①対象者は生後6か月から満3歳未満の子どもとその保護者で、②利用要件としましては、保育の必要性、いわゆる保護者の就労要件などは不要となっております。③利用枠は、月一定時間までの利用枠内で、時間単位で柔軟に利用できることとされております。

3、条例の主な制定内容についてでございます。

第1章では総則といたしまして、設備及び運営の最低基準として事業者の一般原則や職員の一般的要件、安全計画の策定、虐待等の禁止、それから、衛生管理等について規定しております。

次に、第2章では、事業を認可する上での区分である一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しております。一般型につきましては、余裕活用型に該当しないもので、定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて実施する事業です。一方、余裕活用型は、保育所等の空き定員を利用して実施する事業です。表にお示ししましたとおり、利用する乳児等1人当たりに必要な設備の面積要件や各年齢に応じて必要な職員

の配置などについて規定しております。

なお、基山町では、令和8年4月からの事業開始を予定しているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページの第1条から5ページの第19条にかけまして、第1章総則として乳児等通園支援事業全体に共通する規定を定めております。

続きまして、議案書5ページ下段の第20条から8ページ、9ページに続きます第25条までは第2章乳児等通園支援事業として、本事業を認可する最低基準として一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分して規定しております。

そして、議案書9ページの第28条と29条は、第3章として雑則について規定しているところでございます。

施行期日は公布の日からとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第50号、51号、52号、53号の詳細説明を求めます。4議案続けてお願いします。議案書の11ページ、準備をお願いします。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

今回の条例改正の要因として、経済社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び適正な費用の支出を確保するため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されております。

町議会議員の皆様の旅費につきましては、国家公務員等の旅費規程に準拠しておりますので、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出について、国の改正内容に合わせて条例の一部改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案資料にて御説明をいたします。

議案資料2ページをお願いいたします。

1、条例改正の趣旨につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

2、条例の主な改正内容につきまして、(1)附則第4項の削除を行います。附則第4項に、鉄道の特別車両料金については、別表第3の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しないと規定されていましたが、国の規定に合わせて支給できるようにいたします。

(2)鉄道賃につきましては、現行どおり実費額の支給とします。ただし、現行では急行料金について距離による支給に制限がありましたが、制限を廃止するようにいたします。

(3)船賃についても、現行どおりの支給額の支給といたします。

(4)その他の交通費では、目的地の自治体内に鉄道駅がない場合、最寄り駅からの移動に要する費用として乗合バスなどの運賃を実費額にて支給することとします。これに伴いまして、現行で支給している1キロメートル当たり37円の車賃と東京都など一部の地域に出張する際に支給している1日につき2,700円の交通費につきましては廃止をいたします。

(5)宿泊手当につきまして、宿泊を要する出張の際に1夜ごとに定額2,400円を新たに支給することとします。ただし、宿泊料金に朝食や夕食に係る費用が含まれる場合は、定額の3分の1の額または3分の2の額を支給することにいたします。これに伴いまして、現行で支給しております日当、それから食卓料につきましては、宿泊料金に包含されているものとみなしまして廃止といたします。

(6)宿泊費につきましては、1夜ごとに現行で、甲地方で1万3,100円、乙地方で1万2,000円として定額で支給しておりますが、宿泊地の都道府県ごとに定められた1夜ごとの宿泊費基準額を上限として実費額を支給することといたします。

議案資料の3ページに都道府県別の宿泊費基準額上限表を掲載しておりますので、御覧ください。

町議会議員の皆様が東京都に宿泊すると、表の真ん中の列にありますけれども、東京都だと表の一番下の「埼玉、東京、京都」と書かれているところの区分になります。こちらは2万7,000円が上限となりますので、その実費額を支給することになります。これで、インバウンド需要などにより宿泊料金の価格が上昇した場合でも現行の宿泊料では足りないといったことはなくなるようになります。

2ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

議案資料の4ページ、5ページに新旧対照表を添付しております。

先ほど御説明いたしました改正内容につきまして、附則第4項の削除と別表第3の表の改

正を行ってまいります。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正の要因といたしましては、先ほどの条例と同様になりますけれども、経済社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び適正な費用の支出を確保するため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されております。

証人等の旅費につきましては、国家公務員等の旅費規程に準拠しておりますので、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出につきまして、国の改正内容に合わせて条例の一部改正を行うものでございます。

こちらの条例の改正内容につきましても議案資料にて御説明をいたします。

議案資料の6ページをお願いいたします。

1、条例改正の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2、条例の主な改正内容につきまして、まずは町内在住の方が証人等として出頭や参加した場合は日当のみ支給することといたします。また、町外在住の方が証人として出頭や参加した場合は日当のほかに下記の費用、(1)から(7)の費目につきまして支給することといたします。

まず、(1)附則第3項の削除を行います。附則第3項に、鉄道の特別車両料金については、別表の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しないと規定されておりましたけれども、国の規定に合わせて支給できるようにいたします。

(2)鉄道賃から(7)宿泊費までの改正につきましては、町外在住の方が本町に来て、会議に出頭や参加をされる場合について、議案第50号で御説明いたしました町議会議員の旅費の改正と同様の改正を行うこととしております。

ただし、その中で(3)の船賃と(4)航空賃につきましては、現行の条例に規定がなされておりましたので、今回、実費額を支給できるように新たに規定することといたします。

次に、3、施行期日につきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

資料の7ページ、8ページをお願いいたします。

新旧対照表を添付しております。

御説明いたしました改正内容につきまして、附則第3項の削除と別表の改正を行っております。

詳細説明は以上でございます。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正の内容といたしましては、先ほどと同じになりますけれども、経済社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び適正な費用の支出を確保するため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されております。

町長、副町長及び教育長の旅費につきましては、町議会議員の皆様の旅費と同様に国家公務員等の旅費規程に準拠しておりますので、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出につきまして、国の改正内容に合わせて条例の一部改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案資料にて御説明をいたしますので、議案資料9ページをお願いいたします。

1、条例改正の趣旨につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

2、条例の主な改正内容につきまして、(1)附則第7項の削除を行います。附則第7項に、鉄道の特別車両料金については、別表第2の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しないと規定されておりましたが、国の規定に合わせて支給できるようにいたします。

(2)鉄道賃から(6)宿泊費までの改正につきましては、議案第50号で御説明いたしました町議会議員の旅費の改正と同様の改正を行いますので、説明は省略させていただきます。

次に、3、施行期日について、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

10ページ、11ページに新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。

今回の条例の改正内容について、附則の第7項と別表第2の表の改正を行ってまいります。

詳細説明は以上でございます。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正の要因といたしましては、先ほどと同じですけれども、経済社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び適正な費用の支出を確保するため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されております。

職員の旅費につきましては、国家公務員等の旅費規程に準拠しておりますので、国の改正内容に合わせて旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案資料にて御説明をいたします。

議案資料の12ページをお願いいたします。

1、条例改正の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2、条例の主な改正内容につきまして、(1)附則第2項の削除を行います。附則第2項に、鉄道の特別車両料金については、条例第12条第1項第5項の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しないと規定されていましたが、国の規定に合わせて第5号、特別車両料金の規定を削除いたします。国の規定では、特別車両料金は上級の職にある者のみ支給ができるものとなっておりますので、一般職員には支給しないことといたします。

(2)鉄道賃については、現行どおり実費額の支給といたします。ただし、現行では急行料金について距離により支給に制限がありましたが、制限を廃止いたします。また、職階ごとの運賃区分の設定がありましたが、併せて廃止をいたします。

(3)船賃についても、現行どおり実費額の支給といたします。こちらも職階ごとの運賃区分の設定がありましたが、廃止をいたします。

(4)その他の交通費では、目的地の自治体内に鉄道駅がない場合、最寄り駅からの移動に要する費用として乗合バスなどの運賃を実費にて支給することといたします。これに伴いまして、現行で支給しております1キロメートル当たり37円の車賃と東京都など一部の地域に出張する際に支給しております1日につき2,700円の交通費については廃止をいたします。

(5)宿泊手当につきまして、宿泊を要する出張の際に1夜ごとの定額2,400円を新たに支給することといたします。ただし、宿泊料金に朝食や夕食に係る費用が含まれる場合は、定額の3分の1の額または3分の2の額を支給することといたします。これに伴いまして、現行で支給しております日額旅費、また、日当、食卓料につきましては、宿泊手当に包含されているものとみなしまして廃止をいたします。

(6)宿泊費につきまして、こちらは現行で職階に応じて1夜ごとに甲地方1万900円か1万

300円、乙地方で1万500円か1万円を定額で支給しておりますが、宿泊地の都道府県ごとに定められた1夜ごとの宿泊費基準額を上限といたしまして、実費額を支給することといたします。

議案資料の3ページをお願いいたします。

都道府県別の宿泊費基準額上限表、先ほど見ていただいたものですが、掲載しております。表の右側の区分が一般の職員になりますけれども、職員のほか、非常勤特別職や会計年度任用職員の方が、例えば、東京都に出張、宿泊する場合は1夜につき、表の一番下にありますけど、1万9,000円が上限となりますので、その上限の範囲内の実費額を支給することになってまいります。

資料12ページに戻っていただきまして、(7)包括宿泊費につきましては、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック料金について支給するもので、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限といたしまして、その実費額を支給いたします。

13ページをお願いいたします。

(8)転居費につきましては、現行条例に移転料として規定されております。職員の赴任に伴う転居に要する費用を支給いたします。現行では距離に応じて定額の支給額を定めていましたが、運送事業者からの見積りなどから運送に要する実費額を支給するようにいたします。また、扶養親族の有無による支給額の区分設定を廃止することといたします。

(9)着後滞在費につきましては、現行条例で着後手当として規定されております。職員の赴任に伴う転居に必要な滞在に要する費用につきまして支給をいたします。現在、日当定額5日分と宿泊料定額5夜分の支給をしていますけれども、改正後には5夜分を上限として現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の合計額に相当する実費額を支給することといたします。

(10)家族移転費につきましては、現行条例に扶養親族移転料として規定をされております。職員の赴任に伴う家族の移転に要する費用につきまして支給をいたします。支給内容につきまして、扶養親族に限られておりましたけれども、改正後は家族1人ごとに職員の移転に相当する旅費を上限といたしまして、実費額を支給することといたします。

次に、3、附則による改正でございます。

今回の職員旅費の条例改正に伴いまして、鉄道賃と船賃につきまして職階ごとの運賃区分設定を廃止いたしますが、非常勤特別職と会計年度任用職員の旅費の規定につきまして、職

階に応じた支給に関する規定がございます。こちらは併せて改正する必要がありますので、本条例改正の附則におきまして、2つの条例を改正することといたします。改正する条例につきましては、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例と基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例になります。

次に、4、施行期日につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

14ページから23ページに新旧対照表を添付しております。

先ほど御説明いたしました改正内容及び改正に伴う文言などの改正について、それぞれの条項、別表の改正を行っておりますので、後もってお目通しのほどお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第54号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の23ページ、24ページをお願いいたします。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により児童福祉法が改正されたことに伴い、引用しております条文の整理のために関連する所要の改正を行うものでございます。

背景といたしましては、保育所等における虐待等の不適切事案が相次ぎ、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設などについて一部改正がございました。このことにより、具体的に児童福祉法第33条の10が改正されまして、第2項及び第3項が新しく加えられたことに伴い、本町条例で引用しております条文の整理を行うものでございます。

まず、第1条では、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で虐待の禁止を定めている第12条について引用条文の整理を行います。

次に、第2条では、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で虐待の禁止を定めている第25条について引用条文の整理を行います。

施行期日は公布の日からとしております。

資料24ページに新旧対照表をお示ししております。一度御覧いただきたいと思います。資料の24ページをお願いいたします。

新旧対照表を御覧いただきまして、第1条、第2条とも引用条文の整理をお願いしておるところでございますが、第2条につきましては、特に幼保連携型認定こども園の職員、また、幼稚園の職員につきましては、それぞれ認定こども園法、学校教育法の準用する読替規定を追加して規定しておるところでございます。

議案第54号の詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第55号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の25ページ、26ページをお願いいたします。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布により児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、引用条文の整理が必要になったこと及び母子保健法に規定する乳幼児健康診査の結果の活用を可能とする見直しがありましたので、関連する所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の25ページをお願いいたします。

今回は2項目について改正がございますので、それぞれ御説明させていただきます。

まずは、1、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことによる改正でございます。

先ほど御説明させていただいた内容と同じでございますが、保育所等における虐待等の不適切事案が相次ぎ、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、引用していた条文の整理を行うものでございます。

具体的には、本条例の第12条中、児童福祉法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各

号」に改めます。

次に、2番目です。乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替についての改正でございます。

保育所等におきましては、子どもの利用開始時の健康診断と、少なくとも年2回の健康診断を義務づけております。今回、母子保健法に規定する乳幼児健康診査の結果を保育所等の健康診断等に活用することが可能とする改正がございましたので、本条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、これまで児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が保育所等の利用開始時の健康診断の全部または一部に代えることができるとされておりました。今回、これに加えて、新たに母子保健法に規定された乳幼児に対する健康診査も保育所等の利用開始時の健康診断や定期の健康診断等の全部または一部に代えることができることになりましたので、本条例に所要の改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日からとしております。

なお、資料26ページに新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第56号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回の改正は、ガイダンスセンターを中央公園内に建築するために、都市公園法第4条の規定に基づき中央公園における建蔽率のかさ上げを行うものでございます。あわせて、中央公園のみ建蔽率のかさ上げを行うため、基山町内の都市公園の名称と所在地を定めるものでございます。

内容につきましては、追加資料1ページにて御説明をいたします。

追加資料1ページ、基山町都市公園条例の改正に伴う都市公園の建蔽率の基準について御説明をいたします。

都市公園の建蔽率は、表の左側になりますけれども、その施設の種別ごとに都市公園法及

び都市公園法施行令において参酌的基準として定めがあり、改正前条例においても第2条の4において同様の範囲として定めておりました。今回の改正は、政令で定める施設のうち、政令第6条第1項第1号に掲げる施設、表中の休養施設、運動施設、教養施設等についてのみ建蔽率を10%から11%にかさ上げを行うものでございます。そのほかの施設について、今回新たに明記は行っておりますけれども、従前のおりとなっております。

また、改正後、条例第2条の6において中央公園のみの適用との記載を行い、中央公園のみ変更を行うものでございます。

続きまして、議案資料27ページをお願いいたします。

議案資料27ページ、今回改正を行う教養施設等の建蔽率の根拠について御説明をいたします。

中央公園は都市計画決定され、都市公園として告示した面積は1万1,000平米となっております。また、便益施設と教養施設の建蔽率は合算して活用することが可能であるため、改正前においては建蔽率12%、1,320平米まで建築可能となっております。今回、教養施設として建築予定のガイダンスセンターは193平米で予定しているため、既存施設と合算して1,354.7平米になる予定となっております。そのため、教養施設の建蔽率を1%かさ上げし、11%とし、便益施設と合わせて13%とすることで建築可能面積を1,430平米までとし、ガイダンスセンターを建築できるよう改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は公布の日から施行することとしております。

また、資料の28ページから31ページに新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、議案第57号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

それでは、議案第57号 タブレット端末の取得につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の32ページをお願いいたします。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基

づき、令和7年11月7日条件付一般競争入札について、下記のとおり取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

物品の所在は基山町立小学校、物品はタブレット端末、取得価格は3,327万4,450円、契約の相手は株式会社学映システムでございます。

議案資料32ページをお願いいたします。

タブレット端末の購入仮契約書の写しでございます。3,327万4,450円で学映システムと仮契約を結び、令和8年2月27日までに基山町立小学校2校へ備品の納入をいただくものでございます。

議案資料の33ページをお願いいたします。

入札成績表でございます。学映システムが税抜き価格3,024万9,500円で落札しております。

議案資料の34ページをお願いいたします。

備品の内訳書でございます。児童用タブレットを599台購入するものでございます。

内訳としまして、基山小学校に443台、若基小学校へ156台、合計の599台でございます。来年度1年生から3年生に御利用いただけるよう準備するものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、議案第58号の詳細説明を求めます。佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

それでは、議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について詳細説明をさせていただきます。

議案書33ページをお願いします。

本件は、令和5年3月5日に開催されました令和4年度草守基肄世界大会の個人戦において発生した事故に関するものでございます。

事故の概要について申し上げます。

令和5年3月5日午前11時20分頃、相手方Aさんは草守基肄世界大会の個人戦に出場し、ソリで滑走しておりました。ゴール付近で転倒し、右鎖骨を骨折されました。Aさんは令和5年3月10日に手術を受け、継続して通院、リハビリを行ってこられました。令和6年3月にボルト摘出手術を予定しておりましたが、技能実習生としての技能実習計画がない令和7

年5月に実施したいとの意向があり、ボルト摘出については令和7年5月1日に実施され、レントゲン検査を同年7月10日に受け、医師の判断で治療が完治されております。

このたび、町としては、本件事故に関し相手方との間で和解を行うものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

保険会社より相手方に対し、損害賠償金として107万6,015円を支払うものであり、この損害賠償の支払いをもって、本件事故に関しては町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを相互に確認するものでございます。

追加資料の2ページを後ほど御参照ください。

以上が本件の損害賠償に関する和解及び損害賠償の額の確定の概要でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第59号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の34ページをお願いいたします。

基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は基山町多世代交流センター憩の家、指定管理者となる団体は社会福祉法人基山町社会福祉協議会でございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

指定管理者の選定の経過につきましては、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の35ページをお願いいたします。

今回の候補者選定の経緯でございますが、令和7年9月29日に募集を開始しまして、10月24日に応募を締め切ったところ、応募が1団体でございました。10月29日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を実施いたしました。

審査の評価項目としましては、利用者への対応などの視点で評価を行っております。

審査の結果、合格基準60点に対しまして75.8点となりました社会福祉法人基山町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定いたしました。

資料の37ページから45ページまで、候補者の基山町社会福祉協議会から提出された申請書、事業計画書、勤務表、収支予算書、団体の概要等をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第60号の詳細説明を求めます。佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

それでは、議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案書35ページをお願いいたします。

基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設名は基山町ジビエ解体処理施設、指定管理者となる団体は株式会社きやまファームでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

指定管理者の経過につきましては、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の46ページをお願いいたします。

今回の候補者選定の経緯でございますが、令和7年9月25日に募集を開始しまして、10月8日に募集を締め切ったところ、応募が1団体ございました。10月14日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を実施しました。

審査の項目としましては、利用者への対応などの視点で評価を行っております。

審査の結果、合格基準点に達しまして、66点となった株式会社きやまファームを指定管理者の候補者として選定いたしました。

資料46ページから58ページまで、候補者であります株式会社きやまファームから提出された申請書、事業計画書、収支予算書、団体の概要等をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第61号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ4億5,058万2,000円を追加し、予算総額を100億9,965万5,000円とするものでございます。

37ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に2億3,427万9,000円、15款 県支出金に1億175万2,000円、18款 繰入金に5,460万円、20款 諸収入に2,181万2,000円、21款 町債に3,630万円の増額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に1,058万2,000円、3款 民生費に4億2,298万8,000円の増額をお願いしております。

39ページをお願いいたします。

14款 予備費を8万7,000円増額することで調整を図らせていただいております。

40ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

集落支援員人件費は、中山間地域などの農林業支援に取り組むため、1名の配置を予定しております。期間は令和8年度から令和10年度までの3年間、限度額は1,456万7,000円の設定をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

変更分といたしまして、公共施設等適正管理推進事業3,630万円の増額をお願いしております。こちらは基山中学校プール解体工事に係るものでございます。

それでは、内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金に児童手当負担金1,186万円の増額をお願いしております。子どもの増加見込みによるものでございます。

次に、その2つ下ですけれども、子どものための教育・保育給付費負担金1億1,316万5,000円の増額をお願いしております。施設型給付費、それから、地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金4,480万6,000円の増額をお願いしております。障がい福祉サービス利用料の増加に伴うものでございます。

その下の障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金6,609万2,000円の増額をお願いしております。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、4目. 教育費国庫補助金、4節. 文化財保護費補助金では、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に167万円の減額をお願いしております。こちらは住宅開発計画の変更による発掘本調査実施の見直しによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に児童手当負担金134万2,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に子どもの増加見込みによるものでございます。

次に、施設型給付費負担金4,436万9,000円の増額をお願いしております。施設型給付費、地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金2,240万3,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に障がい福祉サービス利用料の増加に伴うものでございます。

また、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金3,304万6,000円の増額をお願いしております。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金、企業版ふるさと納税寄附金100万円の増額をお願いしております。寄附金の増額見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金に5,550万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

11ページをお願いいたします。

20款．諸収入、5項3目2節．雑入、後期高齢者医療療養給付費返還金331万2,000円と鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金1,841万1,000円の追加をお願いしております。それぞれ前年度の精算分になります。

12ページをお願いいたします。

21款．町債につきましては、先ほど第3表 地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。補正額は3,630万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ以降の歳出では、人件費につきましては、時間外勤務手当の増額や児童手当などの諸手当と共済費の増額、減額などをお願いしております。

14ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、5目．財産管理費、10節．需用費、光熱水費に216万5,000円の増額をお願いしております。こちらは庁舎、保健センターの電気使用量の増見込みによる不足が見込まれるものでございます。

次に、修繕料228万9,000円の増額をお願いしております。庁舎の消防設備、冷温水発生機、また、庁舎敷地の歩道タイルなどの修繕を行うものでございます。

飛びまして、19ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、6目．障害者福祉費、19節．扶助費、障害福祉サービス費に8,961万4,000円、同じく障害児通所給付費に1億3,218万5,000円の増額をお願いしております。それぞれサービス利用料の増加に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、19節．扶助費、児童手当に1,454万5,000円の増額をお願いしております。子どもの増加見込みによるものでございます。

その下の子どもの医療費助成費261万4,000円の増額をお願いしております。子どもの医療費について増加の見込みとなっておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、5目．保育対策費、19節．扶助費では、施設型給付費、地域型保育施設給付費にそれぞれ1億638万4,000円、6,781万6,000円の増額をお願いしております。公定価格単価の増

加や対象児童の増加などによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費、12節．委託料、妊婦乳幼児健康診査委託料168万9,000円の増額をお願いしております。こちらは対象者の増加見込みによるものでございます。

次に、3目．環境衛生費、12節．委託料に火葬場運営検討調査委託料300万円の追加をお願いしております。こちらは今後の火葬場の運営方針について調査を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項．清掃費、2目．塵芥処理費、12節．委託料に塵芥不燃物収集運搬業務委託料463万1,000円の減額をお願いしております。委託料の金額確定によるものでございます。

次に、3目．し尿処理費、18節．負担金補助及び交付金にし尿処理陸送費負担金157万7,000円の増額をお願いしております。し尿収集量の増加見込みによるものでございます。

飛びまして、27ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、12節．委託料に道路台帳更新業務委託料210万7,000円の増額をお願いしております。住宅開発による新たな町道の台帳更新に伴うものでございます。

次に、2目．道路新設改良費、10節．需用費に修繕料168万円の増額をお願いしております。道路の舗装などの維持補修に係るものでございます。

14節．工事請負費、町道舗装補修工事267万9,000円の減額をお願いしております。こちらは町道桜町・伊勢山線舗装補修工事の完了に伴うものでございます。

飛びまして、33ページをお願いいたします。

10款．教育費、3項．中学校費、1目．学校管理費、10節．需用費に修繕料137万6,000円の増額をお願いしております。基山中学校各階の給食配膳室の改修などに伴うものでございます。

34ページをお願いいたします。

4項．社会教育費、3目．文化財保護費、13節．使用料及び賃借料、こちらは機械借上料209万9,000円の減額をお願いしております。園部夜水地区の住宅開発計画の変更に伴います発掘本調査実施の見直しによるものでございます。

次に、5目．文化振興費、10節．需用費に光熱水費179万9,000円の増額をお願いしており

ます。町民会館の電気使用量の増見込みによる不足が見込まれるものでございます。

飛びまして、37ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国県支出金返納金、22節．償還金利子及び割引料に国県支出金返納金100万3,000円の増額をお願いしております。こちらの内訳につきましては、議案資料の67ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

38ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回8万7,000円を増額いたしまして、調整を図らせていただいております。

以上で令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第63号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

第3条、令和7年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第2項．営業外収益に12万3,000円、第3項．特別利益に91万7,000円の増額をお願いし、下水道事業収益合計6億4,304万4,000円といたしております。

収益的支出では、第1項．営業費用に641万8,000円、第2項．営業外費用に196万6,000円の増額をお願いし、下水道費用合計5億210万1,000円といたしております。

第4条、令和7年度基山町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第3項．負担金に1,043万4,000円の増額をお願いし、資本的収入を23億13万3,000円といたしております。

46ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項．建設改良費に98万2,000円の増額、第3項．投資に647万4,000円の減額をお願いし、資本的支出を24億9,639万2,000円といたしております。

次に、第7条、債務負担行為について、議案書47ページをお願いいたします。

基山汚水ポンプ場維持管理委託料として、令和8年度から令和11年度までの期間で限度額1,197万9,000円の設定をお願いいたしております。

補正内容につきましては、令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

1款. 下水道事業収益、第3項1目. 過年度損益修正益を91万7,000円増額いたします。
これは下水道使用料徴収漏れによる過年度分の計上によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、1目. 管渠費、備用品費に21万円の増額をお願いいたします。これは現在建設中のポンプ場の消火器16本の購入費用でございます。

同じく3目. 処理場費、動力費390万2,000円の増額をお願いいたしております。これは光熱水費の増額によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

同じく5目. 流域下水道維持管理費、負担金に183万5,000円の増額をお願いいたしております。これは流域下水道分の使用料の増額に伴う維持管理負担金の増額でございます。

5ページをお願いいたします。

2項. 営業外費用、1目. 支払利息、企業債利息に195万6,000円の増額をお願いいたしております。これは事業進捗に合わせた年度内借入れの企業利息の増額によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款. 資本的収入、3項. 負担金、1目. 受益者負担金に1,043万4,000円の増額をお願いいたしております。これは新規下水道接続によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 下水道整備費、報償費に94万4,000円の増

額をお願いいたしております。これは受益者負担金一括納付による奨励金でございます。

同じく３項、投資、基金積立金に647万4,000円の減額をお願いいたしております。これは事業繰越しによる最適化交付金の減額によるものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計に289万2,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額29億9,849万3,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時44分 散会～